

第1章 すべての生徒が輝くために

～ 一人ひとりの人権が尊重される多文化共生社会の実現に向けて ～

1 多様な文化が尊重され、一人ひとりの生徒が輝く多文化共生社会に

兵庫県では、日本の伝統的な食文化に加えて、さまざまな国や地域の食文化が根づいています。韓国、中国、ベトナム、タイ、インド、ネパール、アラビア、トルコ、フランス、イタリア、ロシア、アメリカ、メキシコなど、実に多彩な食文化が私たちの食生活を豊かなものにしてきています。

同じように、兵庫県には、さまざまな国籍や文化的背景をもつ人々が暮らしており、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく」という地域社会における多文化共生（2006年総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」定義）が実現していくと、すべての人々が豊かに生活をしていくことができるようになります。

一方、世界では、国籍や民族の異なる人々を排除する動きがあり、それがテロや衝突、暴力といった悲しい事件につながっています。この現状に対し、高等学校において、多様な文化が尊重され、一人ひとりの生徒が輝く多文化共生社会の実現をめざす教育が求められています。

2 日本語指導が必要な外国人生徒の状況

兵庫県では、歴史的な経緯から多くの韓国・朝鮮人や中国人の子どもがいますが、日本政府のインドシナ難民の定住受け入れ決定（1979年）にともない、姫路定住促進センターが設置されたことから、ベトナム人の子どもが増加しました。

その後、1990年の出入国管理法及び難民認定法の改正に伴い、ブラジルやペルーなどから家族とともに来日する外国生まれの子どもが増加し、近年では、中国やフィリピン、ネパールなどから来日する子どもが増加しています。兵庫県の公立高校に在籍する日本語指導が必要な外国人生徒は、2020年5月1日時点で56人と増加傾向にあります。

しかし、日本語が十分に理解できず、授業がわからない、友だちができないなどの問題が生じ、日本の学校への適応がうまくいかず、転学・退学するなどの問題が起きており、それらへの対応が大きな課題となっています。

3 在日韓国・朝鮮人生徒の状況

在日韓国・朝鮮人生徒に対して、歴史的な経緯や社会的な背景などにより生み出された偏見や差別があり、本名が名乗りにくい、就職がしにくいなど、民族的な自覚や誇りの確立が阻害されているという状況がありました。そうした偏見や差別をなくす取組が、高校における朝鮮文化研究会や兵庫県在日外国人教育研究協議会などを中心に行われてきました。

4 兵庫県教育委員会「外国人児童生徒にかかわる教育指針」

兵庫県教育委員会では、「外国人児童生徒にかかわる教育指針」（2000年策定）に基づき、多文化共生の視点に立って、外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、全ての児童生徒がお互いを尊重し合い、多様な文化的背景をもつ外国人児童生徒と豊かに共生する真の国際化に向け取り組んでいます。また、「人権教育基本方針」（1998年）に基づき、外国

人児童生徒の人権にかかわる課題の解決にも取り組んでいます。

日本語指導が必要な外国人生徒が定時制高校に多数入学していることから、高校にも子ども多文化共生サポーターが派遣されるようになりました。そして、2016年度から「外国人生徒にかかわる特別枠選抜」が、芦屋高校、神戸甲北高校、香寺高校の3校で始まり、2019年度からは伊丹北高校、加古川南高校の2校が追加され5校となり、取組が進められています。今後も、指導・支援のさらなる充実が求められています。

兵庫県教育委員会は、2020年『外国人児童生徒等のための受入れハンドブック～指導・支援を充実させるために～』を作成し、学校での受入れ当初の配慮事項や支援体制づくり、日本語指導・学習支援の授業実践事例等の資料を掲載しています。

また、兵庫県は、2016年、「日本人県民と外国人県民が相互に理解し、共に支え合うことにより、各人が自己を生かすとともに、地域への参画と協働を担うことのできる多文化共生社会を実現するために、「ひょうご多文化共生社会推進指針」を策定しました。

5 文部科学省

1995年に日本語指導が必要な外国人児童生徒の指導資料として『ようこそ日本の学校へ』を刊行し、受け入れ体制の整備や日本語指導の充実を求めました。

2016年の『学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）』では、「多文化共生・異文化理解に基づく教育の必要性と外国人児童生徒等教育の重要性」を明記し、文部科学省として初めて「多文化共生」という用語を使っています。

2018年に告示された高等学校学習指導要領総則では、「日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」と明記されています。

また、2019年、「日本語教育推進法」が施行され、外国人生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実等が求められます。

6 国連 SDGs

2015年、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で、17の持続可能な開発目標（SDGs）を定め、2030年までの達成をめざしています。「誰一人取り残さない（No one left behind）」多様性と包摂性のある社会の実現のため、すべての人に公正で質の高い教育を提供し、生涯にわたって学習できる機会を増やすことを目標としています。

7 多文化共生社会実現のための教育

国連や日本、兵庫県において、多文化共生社会の実現は重要な課題であると認識されており、さまざまな方針や指導資料が作成されています。しかし、これらが作成されたからといって多文化共生社会が実現されるわけではなく、その方針等を理解するとともに、学校において関係機関・団体や地域等と連携しながら、具体的にに取り組んでいく必要があります。

外国につながる生徒だけでなく、すべての生徒が誰一人として取り残されることなく、排除されることなく、一人ひとりの多様性が認められ、輝く多文化共生社会にしていけるための取組が大切です。